

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	後期高齢者医療に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都品川区長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	後期高齢者医療に関する事務は、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、運営主体である各都道府県の後期高齢者医療広域連合と加入する各区市町村が分担して行っている。事務分担の概要は以下のとおり。 ・後期高齢者医療広域連合 被保険者の認定、保険料率の決定、保険料の賦課、医療の給付など制度運営に関する事務 ・区市町村 転入などの加入や喪失の届出の受付、各種申請の受付、資格確認などの引渡し、葬祭費の支給申請受付及び支給、保険料の徴収など窓口業務や保険料の徴収などに関する事務 区市町村が特定個人情報を取り扱う事務は以下のとおり。 1. 資格に関する事務 ①障害認定に関する申請の受付 ②資格の取得・変更・喪失に係る届出の受付 ③資格確認書の再交付申請の受付 ④特別の事情（滞納被保険者等が保険料を納付することができない事情）に関する届出[資格関係]の受付 2. 医療給付に関する事務 ①限度額区分を記載した資格確認書交付申請の受付 ②食事療養標準負担額、生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請受付 ③療養費、特別療養費の支給の申請受付 ④特定疾病認定の申請受付 ⑤高額療養費の支給の申請受付 ⑥高額介護合算療養費の支給の申請受付 ⑦特別の事情（滞納被保険者等が保険料を納付することができない事情）に関する届出[給付関係]の受付 ⑧葬祭費の支給申請受付 3. 保険料の徴収に関する事務 保険料額、徴収方法、納期などを告知し、保険料を徴収する。
③システムの名称	後期高齢者システム 東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システム

2. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療情報ファイル
後期高齢者医療広域連合電算処理システム情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項 別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康推進部 国保医療年金課
②所属長の役職名	国保医療年金課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区役所 健康推進部 国保医療年金課 高齢者医療係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、給付申請受付事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号および本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	後期高齢者システムおよび東京都後期高齢者医療広域連合電算処理システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードや静脈認証およびパスワード(PCログイン時およびシステムログイン時、それぞれ異なるID・PW入力が必要)による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで、不正アクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	I 関連情報 (1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 2. 医療給付に関する事務))		⑧葬祭費の支給申請受付	事後	軽微な修正
令和7年3月3日	I 関連情報 (5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長)	高森 哲夫	三ツ橋 悦子	事後	軽微な修正
令和7年3月3日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	三ツ橋 悦子	国保医療年金課長	事後	
令和7年3月3日	II しきい値判断項目1対象人数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和7年3月3日	II しきい値判断項目2取扱者数	平成27年9月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和7年3月3日	IV リスク対策	－	様式変更に伴う新規作成	事後	
令和7年3月3日	表紙	公表日	令和7年3月14日	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報 (1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 2. 医療給付に関する事務))	保険証・被保険者証、限度額適用認定、被保険者資格証明書、第59項目	資格確認書、限度額区分を記載した資格確認書交付、第85項	事後	軽微な修正
令和7年3月3日	IV リスク対策	－	様式変更に伴う新規作成	事後	
令和7年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第1 第59項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表85の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	